配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額が平均売上金額の合計額の百分の十に相当する金額を超える」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その超える部分の金額に超過税額控除割合（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「超過税額控除限度額」という。）に」に、「各号に定める金額が」を「超過税額控除限度額が」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「又は農業協同組合等」を「で適用除外事業者に該当しないもの又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　前項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、増減試験研究費割合が百分の五を超える場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　前項中「の百分の十二に相当する」とあるのは、「に特例割合（百分の十二に、増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）をいう。）を乗じて計算した」とする。

二　前項後段中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十五」とする。

5　第一項の連結法人又は第三項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。）において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「の百分の二十五に相当する」とあるのは「の百分の二十五に相当する金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該二を乗じて計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

第六十八条の九第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

第六十八条の十第一項中「減価償却資産を」の下に「連結親法人又はその連結子法人で、」を加え、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十五号」に、「電気事業の用」を「発電事業者に該当するもののうち、同項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者若しくは同項第十三号に規定する特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又は大規模な発電を行うものとして財務省令で定めるものが発電の用」に改め、同条第二項中「前条第六項第四号」を「前条第八項第五号」に、「同項第五号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「同条第六項第二号」を「前条第八項第二号」に改め、同条第四項中「あつては、第四十二条の五第二項」を「おける第四十二条の五第二項」に改め、同条第五項中「次条第七項」を「次条第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「、第六十八条の十五の五第五項」を加え、同条第十項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十一項中「、修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「同項第五号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」を削り、「以下この条において「供用年度」を「次項及び第十項において「供用年度」に、「。第三項」を「。次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及び次項第二号」及び「及び同号」を削り、「前二項」を「前項」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「第六項まで」を「第四項まで」に、「以下この項において「以下この項及び第四項において」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「おける第三項又は第四項に規定する」を「おける」に、「あつては、第四十二条の六第三項又は第四項」を「おける第四十二条の六第二項」に、「、第三項又は第四項」を「、第二項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「、第六十八条の十五の五第五項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三項及び第四項」を「第二項」に、「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第三項の」に、「第六項」を「第四項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第三項から第五項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に、「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十二項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十四項中「第七項の」を「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第六項から第十項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十八条の十三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「（以下この条」を「（以下この項及び第七項」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同条第三項中「あつては、第四十二条の九第一項」を「おける第四十二条の九第一項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十五の四第五項」を「第六十八条の十一第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項」に改め、同条第六項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第七項中「、修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改める。